毎週火・金曜日発行



目 次

ジ

告 示 報

農業振興地域の指定の廃止 (三五九・農林政策課) 農業振興地域の指定の一部改正 (三五四~三五八・農林政策課) 1

13

示

告

秋田県告示第三百五十四号

改正し、 農業振興地域の指定(昭和四十五年秋田県告示第百七十二号)の一部を次のように 平成十七年三月二十二日から施行する

平成十七年三月二十二日

秋

秋田県知事 寺 田 典 城

業振興地域の項及び皆瀬農業振興地域の項を削る。 表合川農業振興地域の項、鳥海農業振興地域の項 仙北農業振興地域の項、 稲川農

表の次に次のように加える。

局農林部並びに関係町役場に備え置いて縦覧に供する。 表示手段用平面図は、登載を省略し、農林水産部農林政策課及び関係地域振興

秋田県告示第三百五十五号

農業振興地域の指定(昭和四十六年秋田県告示第百九号)の一部を次のように改正

平成十七年三月二十二日

平成十七年三月二十二日から施行する。

勝農業振興地域の項を削り、 表西目農業振興地域の項、 表大曲農業振興地域の項を次のように改める。 協和農業振興地域の項、 森吉町農業振興地域の項及び雄 秋田県知事

寺

田

典

城

ペー

大仙農業振興地域

大仙市のうち次の区域を除いた区域

国有林野

四十三の一を除く。) から第七林班 (小班番号十一から でを除く。 ら二十一まで、二十三から二十五まで、二十九、三十一 林班(小班番号二から八まで、十から十七まで、十九か 五まで及び三十八から四十一までを除く。)、第三十一 及び三十七の一から四十九までを除く。)まで、第十九 班番号二十六の二及び三十を除く。)から第十八林班 五の一及び二十五の二を除く。)まで、第十六林班(小 十五まで、十七から十九の一まで、四十九、四十九の 班番号一から十二の一まで、十六、二十三、二十六及び 中第三林班のうち小班区分チ、リ及びい並びに第四林班 を除く。)、 三十二林班 (小班番号二から四まで、六及び九から十四 ら六十八まで及び七十五から七十九までを除く。)、第 から三十四の一まで、四十一から四十九まで、五十二か 班(小班番号十五、十七から二十七まで、三十から三十 十五林班(小班番号一及び一の一を除く。)、第三十林 まで、四十六から四十八まで及び五十を除く。 の一まで、 までを除く。) まで、第二十四林班(小班番号一から四 十三林班 (小班番号七から三十まで及び三十二から四十 二十から二十七までを除く。)、第二十一林班から第二 林班(小班番号八から十二まで、十四から十七まで及び 八及び九の一を除く。) から第十五林班 (小班番号二十 十を除く。)まで、第十一林班、第十二林班(小班番号 のうち小班区分イ、 (小班番号四、八から十四まで、二十一から二十五まで (小班番号一を除く。) から第十林班 (小班番号六及び 一、五十一及び五十一の一を除く。)まで、第八林班 大曲市森林計画図 (平成十五年度版) 中第一林班 (小 官行造林地 (官行造林地基本図 (昭和五十六年度版 八、二十七から三十まで、三十九から四十一)、第三十五林班 (小班番号ーから八の一 第三十四林班(小班番号十七から二十二ま)、第三十三林班 (小班番号一から十まで 口、トからリまで及びいを除く。

< 九十一まで及び九十三から百十八の一までを除く。 第四十二林班(小班番号十二から十七まで、五十三から 四十一林班(小班番号百十八から百二十までを除く。 四までを除く。)、第三十九林班(小班番号一から五ま 第三十八林班(小班番号十九、二十及び二十三から三十 二十五から三十二まで及び四十二から五十七までを除 び第四十三林班 (小班番号一から八までを除く。) の民 十五から六十四まで、八十四及び八十六を除く。)、 を除く。)、第四十林班(小班番号一から三まで、十 八、三十二、三十三、三十六及び四十一から四十五まで まで、十二から十四まで、十九から二十三の一まで、 十五、二十二、二十三、四十五から五十三まで、 七、九から十三まで、二十二から二十四まで、二十)、第三十六林班(小班番号十四から二十一までを)、第三十七林班 (小班番号二十一を除く。)、) 及 五

林班から第十六林班までの民有林 第八林班まで、第十林班から第十二林班まで及び第十四 番地まで及び字小沢山百四十四番地の一を除く。)から 六林班(大字神宮寺のうち字穴沢山十七番地から七十二 神岡町森林計画図 (平成十五年度版) 中第五林班、 第

番号三十六から四十一までを除く。 番号五から十二までを除く。) から第五十三林班 (小班 地までを除く。 十三まで並びに大字土川のうち字狢沢三番地から十一番 第四十一林班、第四十二林班(小班番号十及び十二から ら第四十林班(小班番号一から二までを除く。 十五まで、第五林班のうち一から百三十まで、百四十 四十四まで、四十七から六十四まで及び六十八から百四 小班番号一(大字刈和野のうち字山北ノ沢七十六番地の ら百八まで及び百十から百三十一まで、第四林班のうち 及び三十から四十一まで、第三林班のうち小班番号一か うち小班番号十四から十七まで、十九、二十五、二十六 三から百五十まで、百五十二及び百五十三、 西仙北町森林計画図 (平成十五年度版) 中第二林班 七十六番地の六及び七十六番地の七を除く。)から 第四十三林班、 第四十四林班 (小班) まで、第五十四林 第九林班か) まで、

平成17年3月22日(火曜日)

号九十四から百六まで及び百十七から百二十までを除 林班、 うち小班番号一から十九まで、第九十一林班、第九十二 ち字小杉山沢ノ内ブンナ坂一番地の二及び二番地を除 びに大字土川字水上一番地の二を除く。) から第六十三 から八十二までを除く。 第百十林班(小班番号六十六から六十八まで及び七十三 く。)、第百二林班(小班番号一から十一まで及び二十 番号十三から十九までを除く。)、第百一林班(小班番 から四十四まで及び四十六を除く。 八まで、第九十八林班、第九十九林班(小班番号三十五 七十二まで、第九十六林班のうち小班番号一から百二十 三十六から百四十三まで、第九十四林班のうち小班番号 台四十一番地から四十六番地までを除く。)まで及び百 うち小班番号一から百三十五 (大字円行寺のうち字大場 林班のうち小班番号一から九十六まで、第九十三林班の 班のうち小班番号二十八から五十五まで、第九十林班の く。) まで、第八十四林班、第八十八林班、第八十九林 ら十一までを除く。) から第八十三林班 (大字土川のう 五、七及び八を除く。 第七十九林班、第八十林班(小班番号一から三まで、 林班(小班番号三十二から四十一までを除く。)まで、 十六から三十一まで及び三十五を除く。) から第七十八 号二から十までを除く。)、第七十五林班(小班番号二 を除く。) まで、第七十三林班、第七十四林班 (小班番 でを除く。 林班 (小班番号一から五までを除く。) まで、第六十四 班、第五十八林班(小班番号五から六の二まで及び九並 で及び三十から三十三までを除く。) まで、 でを除く。) から第五十六林班 (小班番号一から二十ま 五まで並びに大字土川のうち字仏沢一番地から三番地ま から二十六までを除く。)から第百四林班まで、 から二百十まで、第九十五林班のうち小班番号一から ! (小班番号二十二から三十三まで及び八十三から八十 第六十五林班 (小班番号四十九の一から五十六ま (小班番号五十九から六十の一までを除く。) から第七十二林班 (小班番号一から四まで)、第八十一林班 (小班番号七か) から第百十八林班 (小班番号)、第百林班 (小班 第五十七林

の民有林第十九林班まで及び第二十三林班から第三十三林班まで、「中仙町森林計画図(平成十五年度版)中第一林班から

ら第十八林班 (小班番号三十九から四十三まで、八十四 班番号九十九から百二十五までを除く。)から第六林班 第四十五林班(小班番号一から二十二まで及び三十八か まで、第二十七林班 (小班番号六十九、七十、九十の 十六から六十二まで及び六十五から七十一までを除 十一及び六十二を除く。)、第二十四林班(小班番号五 から九十まで及び九十五から九十七までを除く。)ま 三十八から十の四十二まで及び十の四十八を除く。) か 第七林班、第八林班 (小班番号十の八、十の十六、十の ら五十六までを除く。) まで、第四十六林班 (小班番号 から九十の五まで及び百三十を除く。 五十まで及び五百五十三から五百六十二までを除く。 二林班 (小班番号二十八から三十一までを除く。)、第 五から二十まで、百八及び百九を除く。) まで、 二十三林班 (小班番号六、七、九の一から十一まで、六 (小班番号十一、十二、十九及び二十を除く。) まで、 協和町森林計画図 (平成十五年度版) 中第一林班 (小班番号八十一を除く。) まで、) から第二十一林班 (小班番号二から十一まで、) から第二十六林班 (小班番号五百四十七から五百 第十九林班(小班番号七十九から八十二までを除 第三十八林班から) から第三十七林 +

二までを除く。)、第百三林班(小班番号一から四まで 第九十二林班 (小班番号五十四、五十五及び五十七を除 番号十一から十四の一まで及び十五から十八までを除 四から四十の一までを除く。)まで、第六十一林班 班番号一から六十四の一まで及び七十九の一から百五十 第百一林班 (小班番号十六を除く。 ら六十三の一まで、六十四及び六十五を除く。 号八から十九まで、二十六、四十一、四十九、 でを除く。) まで、第九十七林班から第百林班 (小班番 く。) から第九十六林班 (小班番号八十四から八十六ま 八を除く。)、第九十一林班(小班番号一を除く。)、 三十九、四十五、五十七、五十七の一、六十七及び六十 二十八から三十まで及び五十三を除く。) まで、第八十 林班から第八十八林班(小班番号四、五、十九、二十、 第八十五林班(小班番号十二を除く。)まで、第八十六 の一、四十三から四十五まで及び四十八を除く。) から 十七の一まで、三十三から三十九まで、四十一、四十一 番号二から四まで、十、十の五、十の六、二十三から二 四十七から五十一までを除く。)、第八十三林班(小班 く。)、第八十二林班(小班番号一から九の一まで及び 三十四及び三十七を除く。)まで、第八十一林班(小班 除く。)まで、第七十一林班から第八十林班(小班番号 まで、第六十八林班から第七十林班(小班番号九十一を 十七林班 (小班番号三十六、三十七及び四十五を除く。 十六まで及び五十九から六十九までを除く。)から第六 班番号三十三、三十八、四十三から四十六、 十四の一までを除く。) から第六十林班 (小班番号二十 及び百一から百十一までを除く。)から第五十七林班 号六十から六十二の三までを除く。) まで、第五十三林 (小班番号五十から五十七までを除く。)まで、第五十 から九十二までを除く。) から第五十二林班 (小班)、第九十三林班 (小班番号二十一及び二十三を除 第五十四林班 (小班番号一から四十の六まで及び四十一から六 第九十林班(小班番号三十二から三十四まで、 (小班番号九十五から九十六の一まで)、第百二林班 五十から五 五十一か

四十三から五十四までを除く。)、第二十六林班(小班

|林班 (小班番号八から十八までを除く。) まで、第|

第二十五林班(小班番号一から十一まで及び

から十五までを除く。) まで、第十七林班から第二十

十四林班、

番号二十二から三十六までを除く。)、第二十七林班

、小班番号一から十二までを除く。

第三十林班、 第二十九林班

小班番号

一から三十三までを除く。 一から二十六までを除く。

十九林班から第百五十五林班までの民有林 ら十二までを除く。)まで、第百三十二林班、 番号五十五から五十七まで及び五十八から五十九の三ま 四十三から四十六までを除く。)、第百十三林班(小班 及び二を除く。)、第百五林班(小班番号一及び四を 三までを除く。 五十五まで、 第百三十八林班 (小班番号十を除く。) まで及び第百三 七十までを除く。) 五十三を除く。)、第百十五林班(小班番号六十一から でを除く。)、第百十四林班(小班番号一、五十二及び ら二十まで、三十七、三十七の一、四十、四十の一及び ら三十八までを除く。)、第百十二林班(小班番号一か 二、三十一の三及び三十二から四十二までを除く。)ま を除く。)から第百十林班(小班番号三十一、三十一の 除く。)、第百六林班(小班番号五十七の二及び七十六 三林班 (小班番号一の四、五及び五の二を除く。) から 南外村森林計画図 (平成十五年度版) 中林班番号第 第百十一林班 (小班番号一から四まで及び二十四か 九、十、二十八、三十から三十六まで、五十一から 六十四から六十八まで及び九十から九十)、第百四林班 (小班番号一、一の四 から第百三十一林班(小班番号八か 第百三十

道三番地並びに字上原野百七十七番地の区域 地及び百四十九番地の一、字中古道九十八番地、 第十六林班までの民有林 第九十林班から第九十五林班までの民有林 班(小班番号一から三までを除く。)から第八十九林班 林班 (小班番号一から八までを除く。) 、第八十六林班 十四までを除く。)まで、第八十三林班、第八十四林班 十五までを除く。) から第八十二林班 (小班番号一から 八から百八十一まで、第七十七林班 (小班番号一から四 までを除く。) まで、第七十六林班のうち小班番号九十 七までを除く。)から第七十一林班(小班番号十九から までを除く。)まで、第五十九林班(小班番号一から三 第五十六林班から第五十八林班(小班番号十から二十七 二十まで、二十七から三十四まで及び四十三から七十一 十六までを除く。)、第六十林班 (小班番号一から二十 (小班番号四十六から八十七までを除く。) まで並びに (小班番号十九から四十四までを除く。) 、 (小班番号五十六から八十三までを除く。) 、第八十五 表示手段用平面図に赤色で着色した部分に該当する区 大字四ツ屋のうち字上古道四十五番地の一、六十三番 太田町森林計画図 (平成十五年度版) 中第一林班から 大字長野のうち字為右エ門川原及び字八乙女の区域

第八十七林

び四十六から七十八まで、第七林班 (小班番号十を除

く。)、第八林班、第十一林班、第十二林班 (小班番号

から二十六までを除く。

) から第十六林班 (小班番号

うち小班番号一から十八まで、二十二から三十八まで及

五林班のうち小班番号一から四十五まで、第六林班の く。) まで、第四林班 (小班番号六十三を除く。)、

字下古

林班から第三林班 (小班番号四十七から六十四までを除

表の次に次のように加える。

局農林部並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。 表示手段用平面図は、登載を省略し、農林水産部農林政策課及び関係地域振興

秋田県告示第三百五十六号

)、第二十八林班

改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。 農業振興地域の指定 (昭和四十七年秋田県告示第百八十七号) の一部を次のように

三十二林班、

第三十三林班 (小班番号十四から二十五

三までを除く。)まで、第五十二林班、第五十四林班、 第四十五林班から第五十一林班(小班番号十一から五十 までを除く。)、第三十五林班から第四十一林班まで、

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺田 典 城

うに改める。 業振興地域の項及び太田農業振興地域の項を削り、表男鹿農業振興地域の項を次のよ業振興地域の項及び太田農業振興地域の項を削り、表男鹿農業振興地域の項、中仙農表阿仁農業振興地域の項、若美農業振興地域の項、大内農業振興地域の項、中仙農

男鹿農業振興地域

, 男鹿市のうち次の区域を除いた区域

国有林野

| 字戸賀加茂青砂の区域|| 大字戸賀戸賀、大字戸賀浜塩谷、大字戸賀塩浜及び大|

第二種特別地域に該当する区域
おいっち男鹿国定公園の特別保護地区、第一種特別地域及び港比詰、大字男鹿中滝川及び大字男鹿中中間口の区域の勝本富永、大字五里合琴川、大字五里合箱井、大字船川脇本富永、大字五里合琴川、大字五里合箱井、大字船川 大字北浦入道崎、大字脇本百川、大字脇本浦田、大字四 大字北浦入道崎、大字脇本百川、大字脇本浦田、大字

面する区域 門前の区域のうち県道男鹿半島線を境界として日本海に 大字船川港双六、大字船川港小浜及び大字船川港本山

湯沢農業振興地域

表湯沢農業振興地域の項を次のように改める

湯沢市のうち次の区域を除いた区域

一 国有林野

____ 官行造林地

ち小班番号一から三まで、七、八、十から十五まで、五三 湯沢市森林計画図 (平成十五年度版) 中第一林班のう

三十、第六十一林班のうち小班番号三十三、三十四及び うち小班番号一から三まで、第六十林班のうち小班番号 ら四十八まで、五十五から七十一まで、七十三から八十 三十九まで、第八十一林班のうち小班番号五から九まで、 十三林班のうち小班番号三十六から三十八まで、第七十 五、十六、十八から二十まで及び三十、第七十二林班の 六十三から七十二まで、第七十一林班のうち小班番号十 ち小班番号八十三、八十四及び九十八、第五十七林班の まで及び百五十九から百七十三まで、第五十五林班のう 五十二まで、百二十七、百二十八、百四十から百四十四 十四林班のうち小班番号一から二十三まで、 ら三十九まで、四十二から四十四まで及び八十三、第五 号三十四及び四十九、第五十二林班のうち小班番号八十 九十三、九十五及び九十八、第四十八林班のうち小班番 から百五十八まで、第三十林班のうち小班番号七十九、 九から四十三まで、第二十九林班のうち小班番号八十五 のうち小班番号二十九、三十一から三十五まで及び三十 号八から十三まで及び十五から十八まで、第二十三林班 び五十三、第二十一林班のうち小班番号一から三まで、 一まで及び八十四、第十三林班のうち小班番号五十二及 まで、二十九、三十、三十三から四十三まで、四十五か 林班のうち小班番号一から十九まで、二十二から二十七 二十七から四十七まで及び四十九から五十五まで、第十 林班のうち小班番号ーから十一まで、十三から十八まで、 十、第八林班のうち小班番号四、 及び三十四、第六林班のうち小班番号七、二十五及び三 び五十一、第五林班のうち小班番号三十から三十二まで 号一から十まで、十四から十六まで、二十二、二十五及 十八、三十、四十八及び四十九、第四林班のうち小班番 六林班のうち小班番号十四から十六まで及び三十四から うち小班番号五十三、五十四、 二から百七まで、第五十三林班のうち小班番号三十三か 二十四、二十五及び三十四、第二十二林班のうち小班番 第三林班のうち小班番号十八、十九、二十七、二 六十二及び六十三、第二林班のうち小班番号三及 六十二及び七十九、第七 六十一及び九十、第九 四十八から

(五)

雄勝町森林計画図 (平成十五年度版) 中第二十六林班

(四)

号六及び七、 び四十八から五十五まで、第百三林班のうち小班番号五 号百五十から百八十まで、第九十二林班、第九十三林班 班のうち小班番号六十五、第百三十一林班のうち小班番 班番号八、第百二十八林班のうち小班番号十四、第百二 番号一及び十六から十八まで、第百二十五林班のうち小 十一から五十四まで、第百十七林班のうち小班番号二十 第百一林班のうち小班番号一から三まで、八から十一ま 及び三十七、第九十九林班のうち小班番号三十二から三 五林班のうち小班番号三十一、三十三、三十四、三十六 のうち小班番号一から三まで、七、八及び十一、第九十 び九十五から九十七まで、第八十九林班のうち小班番号 まで、二十九から三十二まで、八十三から八十八まで及 九及び六十、第八十三林班のうち小班番号一、三から十 六まで、八から十まで、五十四、 ら九十一まで、第八十二林班のうち小班番号二、三から 三十七林班のうち小班番号一、五、 十から九十まで及び百二十八から百三十まで並びに第百 九十六まで、 十九林班のうち小班番号二十三及び五十五、第百三十林 九及び五十一から五十三まで、第百十八林班のうち小班 小班番号二、十三から十七まで、二十から二十五まで及 で、二十六及び六十から六十二まで、第百二林班のうち 十六まで、五十二、五十三及び六十一から六十五まで、 六十九、七十一及び七十二、第九十一林班のうち小班番 五十から六十まで、七十六から七十九まで及び八十二か 一十七まで、第百三十六林班のうち小班番号七十八、八 第百三十五林班のうち小班番号二十四から 第百三十四林班のうち小班番号六十九から 五十五、五十七、五十 六、三十四、三十五

> で、三十四から四十まで及び四十六から七十一まで、 まで、第六十九林班のうち小班番号二十二から二十六ま 八十六、第六十七林班のうち小班番号三十五から九十四 十八林班のうち小班番号一から八十一まで、八十五及び 第五十七林班のうち小班番号一から二百十九まで、第五 三十六から五十二まで及び五十四から二百四十二まで、 のうち小班番号二十、二十一、二十三から二十六まで、 十七まで及び百六十一から百八十四まで、第五十六林班

第

七十林班のうち小班番号六十八から八十二まで、九十五

林班の民有林 二から百五十六までを除く。)、第十四林班、 十四の三十二、百三十八、百四十、百四十一及び百五十 第十林班まで、第十二林班、第十三林班 (小班番号百| 及び百五の民有林 から第二十一林班まで、第二十四林班から第三十四林班 稲川町森林計画図 (平成十五年度版) 中第七林班から 第三十六林班から第四十二林班まで及び第四十四 第十七林班

から三まで、七、八、

から百二十九まで並びに第百十二林班のうち小班番号一 五十九から六十六まで、七十一から七十八まで及び八十 五まで、三十七から四十二まで、四十六から五十六まで、 ち小班番号一から二十四まで、二十六、二十九から三十 十三まで及び二十五から百六十九まで、第百十林班のう 十まで、第百九林班のうち小班番号一、二、十七から二 班のうち小班番号百十二、百十三及び百二十二から百九 から九十九まで及び百四から百五十四まで、第九十九林

十四及び十七から三十一までの民

四林班まで及び第八十六林班から第九十三林班までの民 十林班から第七十三林班まで、第七十五林班から第八十 五十九林班、 除く。)まで、第四十九林班から第五十七林班まで、 を除く。)から第四十八林班(小班番号六から八までを 号十四から十八の二まで及び五十五の一から五十七まで 第十七林班まで、第十九林班から第三十林班まで、第三 十二林班から第四十一林班まで、第四十二林班(小班番 皆瀬村森林計画図 (平成十五年度版) 中第一林班から 栗駒国定公園の特別保護地区に該当する区域 第六十二林班から第六十八林班まで、第七 第

表示手段用平面図に赤色で着色した部分に該当する区

号一から七十六まで、

小班番号五十から百四まで、第五十二林班のうち小班番 のうち小班番号一から四十七まで、第四十五林班のうち

七十八から八十まで、

百六から百

表の次に次のように加える。 表東由利農業振興地域の項を削る。

秋田県告示第三百五十七号 農業振興地域の指定(昭和四十八年秋田県告示第百六十五号)の一部を次のように 局農林部並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。 表示手段用平面図は、登載を省略し、農林水産部農林政策課及び関係地域振興

改正し、平成十七年三月二十二日から施行する

平成十七年三月二十二日

表昭和農業振興地域の項を次のように改める。

秋田県知事 寺 田 典 城

潟上農業振興地域

潟上市のうち次の区域を除いた区域

国有林野

五まで及び四十六から六十八まで、第十林班から第十七 二から百六十二まで、第九林班のうち小班番号一から十 で及び百二から百十四まで、第六林班、第七林班のうち 班、第四林班、第五林班のうち小班番号二から九十六ま 二林班のうち小班番号三十八から五十六まで、第三林 林班まで、第十八林班のうち小班番号二十一から九十九 まで、第八林班のうち小班番号一から十三まで及び三十 小班番号一から百四十三まで及び百四十八から百六十三 着色した部分に該当する区域を除く。 第二十六林班までの民有林 (表示手段用平面図に青色で まで及び百十四から百六十四まで並びに第十九林班から 昭和町森林計画図 (平成十五年度版) 中第一林班、

表示手段用平面図に赤色で着色した部分に該当する区

ıΣ 表岩城農業振興地域の項、神岡農業振興地域の項及び南外農業振興地域の項を削 表鷹巣農業振興地域の項を次のように改める。

域 北秋田農業振興地

北秋田市のうち次の区域を除いた区域

を除く。) 国有林野(鍵ノ滝字鍵ノ滝二百七番地及び二百九番地

官行造林地

当する区域を除く。) 五まで、八、十五及び十六、第七十林班、第七十一林 の民有林(表示手段用平面図に青色で着色した部分に該 第百四林班から第百六十八林班まで並びに第百七十林班 林班まで、第百三林班のうち小班番号五から七十まで、 で及び二十九から五十一まで、第九十四林班から第百二 林班まで、第九十三林班のうち小班番号一から二十六ま うち小班番号一、三及び四、第八十一林班から第九十二 Ć 班、第七十二林班のうち小班番号一及び三から十五ま 第六十八林班まで、第六十九林班のうち小班番号一から 三十まで及び三十八から四十一まで、第五十五林班から 第五十三林班まで、第五十四林班のうち小班番号一から 鷹巣町森林計画図 (平成十五年度版) 中第一林班から 第七十三林班から第七十九林班まで、第八十林班の

ら第四林班まで、第六林班から第十三林班まで、第二十 第百十二林班まで並びに第百十五林班の民有林 三林班まで、第百五林班、第百六林班、第百九林班から 十四林班から第九十七林班まで、第九十九林班から第百 班、第八十七林班、第八十九林班、第九十三林班、第九 十九林班、第八十四林班のうち小班番号一、第八十六林 七十二林班まで、第七十四林班のうち小班番号一、第七 で、第六十二林班、第六十七林班、第六十九林班から第 から第五十林班まで、第五十二林班から第五十五林班ま 林班から第三十一林班まで、第三十四林班、 ち小班番号一から十五まで、十八及び十九、第二林班か 阿仁町森林計画図 (平成十五年度版) 中第一林班のう 第四十一林班から第四十五林班まで、第四十七林班 第三十八林

民有林 第八林班まで及び第三十二林班から第六十三林班までの 合川町森林計画図 (平成十五年度版) 中第一林班から

倉ノ沢、字一本杉、字黒沢及び字高御嶽の区域 大字浦田のうち字稲荷沢、字五郎助、字寄延沢、字寄 大字米内沢のうち字田ノ沢、字七曲、字ヲツコ沢、 大字本城のうち字寺ノ沢、字摩当沢及び字御嶽の区域 字

出沢、字沼ノ岱及び字高渕の区域 上、字田ノ沢、字地蔵沢、字大渕家ノ上、字林岱、字押 延沢家ノ下、字寄延沢滝ノ下、字武蔵沢、字寄延岱街道

- 七角山を結ぶ直線の南側の区域 内真木、字田屋ノ沢及び字大滝沢の区域のうち高森山と 大字桂瀬のうち字間内沢、字中間内沢、字杉ノ沢、
- 滝ノ沢の区域 横支内、字真木ノ沢、字上ノ沢、 大字阿仁前田のうち字惣内滝ノ上、字惣内滝ノ下、 字下前田山根及び字上
- 大字五味堀字天館の区域
- 字堂ビヤ、字薑沢及び字ヒドナの区域 大字小又のうち字七角山下タ、字高関 段 字浦支内
- (圭) 沢、字追上沢及び字真木ノ沢の区域 畠沢、字差川、字追上岱上段、字サシ、 大字根森田のうち字木振沢、字薑沢、字ヘグリ、 字萩ノ岱、 字臼 字大
- 東ノ又、字家ノ前、字樋ノ上、字田ノ沢、字差川添、字 字松倉口、字上ケ沢、字堰根、字沼ノ沢、字栩木沢、字 森吉沢、字火ノ沢、字ネネム沢、字惣瀬沢、字馬立場 沢口、字砂子沢下岱、字硯岱、字湯ノ岱川向湯ノ沢、字 口、字土川沢、字砂子沢家ノ向、字本砂子沢、字清水渕 字槇岱、字押付岱、字丹瀬口、字清兵工岱及び字一ノ又 大字森吉のうち字大杉、字鉄岱、字砂子沢、 字狐岱、字善滝沢口、字柳ノ沢、字家ノ下、字深沢、
- 地の一、百七十二番地の二、百七十八番地の百五十八、 三、六十六番地の八から六十六番地の十七まで、六十八 百七十八番地の二百五十三まで、百七十八番地の二百六 百七十八番地の百五十九、百七十八番地の百六十一、百 百一番地の五十から百一番地の五十六まで、百七十二番 百七十八、百七十八番地の三百九十一から百七十八番地 三十五、百七十八番地の三百七十七、百七十八番地の三 十二、百七十八番地の二百七十九、 七十八番地の百六十九、百七十八番地の二百三十九から 大字上杉のうち字金沢五十七番地の一、六十六番地の |地、九十七番地の一、九十七番地の二、百一番地の二、 百七十八番地の三百

及び五番地の百二十五から五番地の百四十までの区域 四百二十四番地の四の区域 百六番地の一から四百六番地の四まで、四百十七番地の 百七十八番地の七百七、百七十八番地の七百四十一、四 七十八番地の四百三十一まで、百七十八番地の六百八十、 番地の四百十二まで、百七十八番地の四百二十五から百 の三百九十四まで、百七十八番地の四百七から百七十八 から四百十七番地の三まで、四百二十四番地の三及び 表示手段用平面図に赤色で着色した部分に該当する区 大字川井のうち字横呑沢五番地の七、五番地の六十九

仙北農業振興地域の項を削る。 表飯田川農業振興地域の項、 矢島農業振興地域の項、 由利農業振興地域の項及び西

表の次に次のように加える。

表示手段用平面図は、登載を省略し、 農林水産部農林政策課及び関係地域振興

局農林部並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。

秋田県告示第三百五十八号

に改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。 農業振興地域の指定 (昭和四十八年秋田県告示第七百二十一号) の一部を次のよう

平成十七年三月二十二日

表本荘の項を次のように改める。

秋田県知事 寺 田 典 城

由利本荘

由利本荘市のうち次の区域を除いた区域

- 域を除く。) 四番地の一、二十四番地の二及び二十五番地、 一番地及び十二番地の二並びに字金ケ沢四十八番地の区 一、十九番地の一、二十二番地の一、二十三番地、二十 国有林野 (大字矢島町元町のうち字野中十八番地の 字鮹沢十
- 官行造林地
- で、百三十四から百三十六まで、百三十九、百四十から 第四十七林班 (小班番号十三の一から百三十二の八ま 本荘市森林計画図 (平成十五年度版) 中第一林班から

班までの民有林西四十二の一まで及び百四十五の一から百五十五までの民有林四十二の一まで及び百四十五の一から百十七の五までの二まで、第四十八林班から第五十八林班(小班番号九十四かで、第六十林班から第百五十五林班(小班番号九十四かで、第六十林班から第百五十五林班(小班を除く。)まで、第四十八林班から第五十八林班(小班を除く。)まで及び百四十五の一から百五十五まで

第六十九林班までの民有林田利町森林計画図(平成十五年度版)中第一林班から日前代・著代・著代・著代・

及び九十五から百五十五までを除く。)まで、第五林 班番号一から十一まで、七十九から九十一まで、 二百六から二百三十一までを除く。) から第四林班 (小 班番号五から五十までを除く。)、第二林班 (小班番号 く。)、第十一林班、第十二林班(小班番号一から十九 百四十一まで及び三百二十五から三百三十五までを除 十一林班 (小班番号一から三十六までを除く。)、第1 九林班(小班番号一、二十四から三十二まで、 八まで及び二百十九から二百三十八までを除く。 西目町森林計画図 (平成十五年度版) 中第一林班 百三十、百五十五、百五十六、百七十から二百二の 第六林班(小班番号百十二、百十三、百十五から))、第八林班 (小班番号一から三十まで、 四十九、)、第十三林班から第二十林班まで、第二 七十四、九十九及び百四十九を除 四十六、 九十三 百二十

(小班番号四から五十七及び六十五から百九十四までを除く。) まで、第二十八林班(小班番号十から五十八まで、五十十、十三から二十二まで、四十五から四十八まで、五十十、十三から二十二まで、四十五から百四十五までで、百三十八、百三十九林班(小班番号一から八まで、を除く。) まで、第二十八林班(小班番号十から五十八までを

十一から百六十七の一までを除く。) から第二十五林班十二林班(小班番号百三十七から百四十一まで及び百五

での民有林第五十四林班まで及び第六十林班から第百九十四林班まの (平成十五年度版) 中第一林班から

ら四十一まで、四十五及び四十九から百十四まで、第四 四十三から七十九まで及び八十三から九十三まで、第二 から九十八まで、第十一林班のうち小班番号二から十ま 七十五の一、七十五の二、八十二から百一まで、百二の から二十六まで、四十四の一、四十九から六十一まで、 三、第九林班のうち小班番号二の一から九まで、二十一 から七十四まで、九十五から百四まで、百十二及び百十 及び三十三から四十四まで、第八林班のうち小班番号一 で、四十四、四十五から六十四まで及び六十六から七十 まで、二十一の一から三十四まで、三十六から四十ま 十三及び百三十四、 まで、百八から百二十八まで、百三十、百三十一、百三 十九の一、七十一から七十六の三まで、七十八から百六 小班番号一から十七まで、二十から六十六の一まで、六 で、六十二の一及び百六から百九まで、第五林班のうち 七の一、三十八の一、三十八の二、四十四から五十一ま 林班のうち小班番号四から十四の一まで、三十七、三十 林班、第三林班のうち小班番号一から十四まで、十七か うち小班番号一から二十七まで、三十一から四十まで、 八の二まで、第七林班のうち小班番号ーから二十九まで から百九まで、百十二の一及び百十四から百二十八ま 東由利町森林計画図 (平成十五年度版) 中第一林班の 第十林班のうち小班番号一から八十まで及び八十六 第六林班のうち小班番号四から十九

ら十六まで、

十八から十九の一まで、二十一及び三十か

第九十林班のうち小班番号

から二十八の一まで、

で及び十九から百十四まで、第十二林班、第十三林班

び百十二から百十四まで、 番号一から五十三まで、五十六の二及び六十から百五ま 班番号一から十まで、十三から五十六の三まで及び六十 五十一から六十七まで、 七の一、七の二、 ら百三十一まで、 林班のうち小班番号一から四十まで及び四十九から六十 班から第四十四林班まで、第四十五林班のうち小班番号 十林班のうち小班番号一から十二の八まで、 三から七十六まで、第三十八林班、 で及び二十二から六十八まで、第三十四林班のうち小班 から三十九まで、第二十二林班、第二十三林班のうち小 第十四林班のうち小班番号一から二十八の一まで及び三 十二及び九十三、 小班番号一から二の一まで、四から六十八まで及び七十 まで及び五十五から九十四まで、第三十林班から第三十 十四の四から七十五まで、第二十七林班のうち小班番号 から九十六まで、第二十四林班のうち小班番号一から十 十の四及び五十三から六十五まで、 十九の二十七、三十九の二十九及び四十五の一から九十 十二から七十一まで、第十五林班のうち小班番号一から |林班まで、第三十三林班のうち小班番号| から十八ま 一十八林班、 一十六林班のうち小班番号一から八まで、十四の二及び 一まで、十四及び十六から八十まで、第二十五林班、第 一の一まで及び四から四十一まで、 林班のうち小班番号一、二、四から四の八まで及び七 から四十の一まで及び四十三から六十まで、 から百十七まで及び百二十三の一から百三十まで、 第三十五林班、第三十六林班、第三十七林班のうち 第十八林班のうち小班番号一から三十九まで、三 第四十七林班、 第十九林班のうち小班番号一から二十まで、一 百一の一及び百二十の一、第五十五林班 第二十九林班のうち小班番号一から五十三 十から百四まで、百八から百九まで及 第五十三林班のうち小班番号五の一、 第五十二林班のうち小班番号九十四か 第四十九林班のうち小班番号九 六十八の一、七十二から九十八 第五十四林班のうち小班番号 第三十九林班、 第二十林班、 第十六林班、 第四十一林 第四十六 第 第四 第

八まで、 班 のうち小班番号三から百二十三まで、第八十八林班、 から七十二まで及び七十五から百七まで、第八十七林班 ら二十五の二まで、二十六、三十三から四十二まで、 五十から八十九まで、第八十六林班のうち小班番号 から二十九まで及び三十二から五十三まで、 ら十四の六まで、第八十二林班のうち小班番号四から十 うち小班番号一から九まで、九の二、十の一及び十二か の一まで、第七十九林班、第八十林班、第八十一林班の 十八の十四から二十八の二十まで及び二十九から八十九 から二十八の九まで、二十八の十一、二十八の十二、二 十三まで及び百三十九、第七十八林班のうち小班番号一 班のうち小班番号一から七十六まで、七十七の一から八 及び二十五から六十六まで、第七十六林班、第七十七林 の一、十の三、十一から十六の一、十八から二十三まで 十二林班のうち小班番号五、第七十三林班、第七十四林 班番号一から十四の一まで及び十六から十九まで、第七 六から四十九まで、第七十林班、 十四まで、 小班番号十八から三十八まで、四十及び四十二から百四 第六十五林班のうち小班番号一から二十六まで及び三十 四から二十六まで、三十一から四十二まで及び六十九の 第五十六林班のうち小班番号一から二十五まで、三十 十九から七十まで、第五十八林班のうち小班番号一から 八十九林班のうち小班番号一から六まで、 八十の三まで及び八十二、第五十九林班のうち小班番号 から五十三まで、第六十六林班、 から九十三まで、第六十林班から第六十四林班まで、 第八十五林班のうち小班番号一から四十八まで及び 三十三、三十四の一及び三十九から四十九の四ま 第七十五林班のうち小班番号四から六まで、九、 第五十七林班のうち小班番号一から二十まで及び 四十四の一、四十六の一から六十四まで、六十六 第八十三林班のうち小班番号一から八まで、 第六十八林班、第六十九林班のうち小班番号 第七十一林班のうち小 第六十七林班のうち 七の一及び十 第八十四林 第 九 兀 +

ら六十七まで、第百十一林班のうち小班番号百三及び百 うち小班番号一から十一まで、十三から十七まで、二 四十六、四十七及び四十九から六十七の一まで、第百三 び三十八、第百一林班のうち小班番号一から二十五まで 班番号一から五十四まで、五十八の一、 及び四十七の一、 ち小班番号一から十六まで、二十三から三十六の一まで 十九から八十一まで、第百十四林班のうち小班番号百 三の一、第百十三林班のうち小班番号三十三の一及び六 小班番号一から五十まで、五十四、 十、二十一から二十六の一まで、三十五から三十九ま 九まで、第百四林班から第百六林班まで、第百七林班の 林班のうち小班番号一から二十まで及び二十二から七十 番号十六から三十三の一まで、三十六から四十四まで、 及び二十五の四から二十六まで、第百二林班のうち小班 から五まで、七、七の一、十から三十三まで、三十七及 ち小班番号一から八まで、十及び二十二から九十八ま 百二十六及び百二十九、第九十五林班のうち小班番号五 百八まで、百二十から百二十の二まで、百二十三の二、 ら七十九の四まで、八十の一、八十一、八十二の七から 十二の二及び四十四から百まで、第九十四林班のうち小 林班のうち小班番号一から三十九まで、四十二の一、 ら七十一まで、第九十一林班、第九十二林班、 ら六十一の一まで、六十六から六十八の一まで、七十二 十七から七十九まで、第百十九林班、第百二十林班のう の十二、三十五の一、四十一から四十五の一まで及び四 百十八林班のうち小班番号十四から三十一まで、三十一 九十三から九十九まで、第百九林班、第百十林班のうち のうち小班番号七十五から八十五まで、八十八の一及び 三十八から八十五まで、第九十九林班のうち小班番号一 十八から九十二まで、第九十六林班、第九十七林班のう から十七まで、三十五の一から三十八まで、 第百十六林班のうち小班番号三十三及び三十四、 第九十八林班のうち小班番号一から三十三まで及び 四十七の四及び五十九から八十五まで、第百八林班 第百二十一林班のうち小班番号十四の 五十五及び五十七か 六十、六十三か 四十三か 第九十三

> 南の沢六番地を除く。) までの民有林 から両側三・五メートル幅の区域及び大字東由利田代字 及び滝の下方向三百メートルの区間に限る。 ザッコ又線との接点からそれぞれ小倉方向三百メートル 同方向七百メートルの区間に限る。) の中心線から両側 号との接点から東方向五百メートルの地点を起点とする 二十七林班 (市道田の沢線 (当該市道と国道三百九十八 二十一から六十の一まで並びに第百二十五林班から第百 九、第百二十四林班のうち小班番号一から十三まで及び 班のうち小班番号一から二十一まで、三十八及び三十 の一、七十三、七十四、 二・五メートル幅の区域、市道高村線 (当該市道と市道 八十七から八十九まで、 大内町森林計画図 (平成十五年度版) 中第一林班 第百二十二林班、 七十八から八十三の一まで及び 第百二十三林)の中心線

七十八の十三までを除く。)まで、第五十八林班(小班 を除く。) から第五十七林班 (小班番号七十八の十から 十三から百十二まで及び百四十六から百六十三までを除 号五から五の五まで及び七十五から八十六までを除 除く。)まで、第四十六林班から第四十九林班(小班番 班(小班番号二十九、三十及び四十四から四十九までを 及び百五から百二十四まで、第十五林班から第四十五林 く。) まで、第十三林班 (小班番号一から三十三までを 林班から第十二林班(小班番号七十から九十四までを除 第九林班 (小班番号一から八十一までを除く。) 、第十 林班 (小班番号百七十一から百八十六までを除く。) 、 林班、第七林班 (小班番号五十九の一を除く。) 、第八 十四まで及び百五から百六十までを除く。) まで、第六 六まで、第三林班から第五林班 (小班番号七十六から九 で、百七十六から百八十まで及び二百十四から二百三十 百四十四から百四十九まで、百七十二から百七十四ま 除く。)、第二林班のうち小班番号一から八十二まで、 班番号八十六から九十まで及び百八から百五十八までを)まで、第五十林班から第五十四林班(小班番号三)、第十四林班のうち小班番号一から九十五まで 第五十五林班(小班番号五から二十三まで

番号一から百六までを除く。) から第七十九林班 (小班

でを除く。)、第百三十四林班(小班番号六の一を除 四まで、九十八及び九十九を除く。) まで、第百十七林 を除く。) まで、第百三十三林班 (小班番号一から七ま 班から第百三十一林班 (小班番号五十一から六十一まで 林班 (小班番号一から四十八までを除く。) から第百十 林班 (小班番号一から五十八までを除く。) 、第百十四 ら三十五の十九まで、第九十八林班から第百三林班ま 番号六十八の一から六十八の三までを除く。) まで、第 七十四林班から第百八十四林班 番号一から三十七まで及び四十六から七十九まで、 五十六までを除く。) まで、第百七十三林班のうち小班 十六林班から第百七十二林班 (小班番号百四十九から百 六十五林班のうち小班番号十一から七十一まで、第百六 ら二十二までを除く。) から第百六十四林班まで、第百 十一林班 (小班番号四十七から七十五までを除く。) ま 六十九までを除く。) まで、第百四十八林班から第百五 十七林班(小班番号十九から二十一まで及び六十一から から七までを除く。)まで、第百四十四林班から第百四 三十三までを除く。)から第百四十三林班(小班番号) までを除く。) まで、第百三十九林班 (小班番号一から 六林班 (小班番号五十八から六十七まで、七十から七十 五林班 (小班番号十八及び二十四を除く。 九十七林班のうち小班番号一から二十まで及び二十五か 八十林班から第九十三林班 (小班番号七から十八までを (小班番号一から五十四までを除く。) まで、第百十三 (小班番号一から十二までを除く。) から第百十二林班 (小班番号一から四十五までを除く。 (小班番号一から六十一までを除く。)、第百九林班 (小班番号三から四十一までを除く。)、 第百五十二林班、) から第百三十八林班 (小班番号三十一から三十三 第百四林班のうち小班番号二から四十七まで、第百)まで、第九十四林班から第九十六林班まで、第)まで、第百八十五林班から第百八十七林班 第百五十三林班 (小班番号十四か (小班番号)、第百八林班)、第百六林 一から四まで 第百七林班 第百

(小班番号二十一、二十六から四十七まで、五十から五十三から百二十五までの区域
・小野番月二十五まで、五十九、六十四、六十七から十二まで及び百二十五十三、五十九、六十四、六十七から十二まで、四十五から四十七まで、一から九十まで、九十三、九十二まで、九十二まで、九十二まで、九十三、九十二十九を1十二まで、四十五から四十七まで、一十五十三、五十九、六十四、六十七から百まで、百五、百七から九十まで、九十三、九十七から百まで、百十一から百九まで、百十一から百十三まで、百十九及び百二十五まで、百十一から百九まで、百十一から百十三まで、百十九及び百二十五まで、百十一から百十三まで、百十九及び百二十五まで、百十一から百十三まで、百十九及び百二十五まで、百十一から百十三まで、百十九及び百二十五まで、百十一から百十三まで、百十九及び百二十五までの区域

- 、 境橋十七番地の区域 字堤端三番地、八番地、十二番地及び十四番地並びに字 、大字薬師堂のうち字堤脇一番地から六十一番地まで、 大字川原中島、大字狐森及び大字観音森の区域
- 大字大浦のうち字薬師山、字薬師下、字東山並びに字二番地の一から八十八番地の一までの区域番地まで、六番地の一から七十二番地の一まで及び八十一大字川口のうち字川口下並びに字飛鳥下一番地から五

谷地一番地から十番地まで及び十二番地から十七番地ま

- 大字石脇字東山の区域
- 番地の三の区域十七番地まで、二十六番地、五十一番地の一及び五十三大大字浜三川のうち字湯の台並びに字小山口一番地から
- 字尺ノ内、字天留な、字寝テ尺、字大平山、字富山、字大字矢島町立石のうち字持子山、字栩木平、字桝畑、字二夕又、字不動ケ沢及び字丸森の区域、大字矢島町木在のうち字名高山、字桜山、字八木森、
- 山、字瓢沢及び字大平沢の区域沢、字行平、字クサイ沢、字軽井沢、字鍋倉、字田農神字坊ケ沢、字ウトウ山、字上貝喰、字中貝喰、字十二ケ松沢、字岩沢カチ、字大谷地台、字冬道沢、字草訳沢、字沢ノ内、字矢留森、字葭ケ沢、字大平山、字富山、字、大字矢島町立石のうち字持子山、字栩木平、字桝畑、

- (丸) ケ沢、字高清水及び字下沢山の区域 大字矢島町新荘のうち字上ノ山、字萱刈場、字岩ノ沢 字一枚田、字貝長沢、字軽井沢山、字樋橋山、字辻
- 平、字青平下、字弥勤保山、字堀切、字鳶ケ沢、字馬館()大字矢島町坂之下のうち字林ノ内、字北ノ沢、字日陰) 字高畑及び字下貝喰の区域 字馬館、字明神畑、字神代山、字荒倉沢、字荒倉、
- 地の三、十九番地の二及び二十二番地の二、字藤オノ 字野中一番地から十七番地まで、十八番地の二、十八番 大字矢島町元町のうち字堀切、字上堀切、字一枚平、 字木輪沢並びに字能仙坊字中茎の区域
- 寒長根及び字寒長根沢の区域 大字矢島町荒沢のうち字鶴田、 字雁木原、 字車滝、 字
- 字小砂利沢、字奥小砂利沢及び字木境の区域 字東ノ又、字田屋ノ下、字水上、字常陸沢、 大字矢島町城内のうち字内山、字落ノ沢、 字狼ケ沢 字中長根
- (麗) 郎沢及び字石原長根の区域 押付平、字大杉沢、字水ケ沢、字萱引沢、字大曲、字六 字源田沢、字隠里、字氷ケ平、字下槻沢、字上槻沢、字 大字矢島町川辺のうち字湯坪、字金ケ沢、字草井沢、
- (蓋) 舘町の区域 大字矢島町矢島町、 大字矢島町田中町及び大字矢島町

大字矢島町七日町のうち字七日町、字羽坂、

字山寺及

- び字上山寺の区域 四百八十七及び二番地の五百三十八の区域 地の四百九十三から二番地の五百二十七まで、二番地の 大字西目町沼田のうち字新道下二番地の三百一、二番
- (天) 三、六十八番地の四、六十九番地の一、六十九番地の 十五番地の二、六十六番地、六十七番地、六十八番地の から二百五十一番地までの区域 大字西目町出戸のうち字浜山三番地の三十三、六番地 一、九番地から六十四番地まで、六十五番地の一、六 七十番地から二百四十三番地まで及び二百四十五番
- (美) 大字東由利法内のうち字オボケ沢七番地及び七番地の

十二番地の二まで及び字水呑場一番地から五番地までの から二十番地の十二まで、字ガザ平二十番地の一から四 並びに字川端六番地から七番地までの区域 大字東由利老方のうち字牧山十番地、字金ケ沢一番地

表示手段用平面図に赤色で着色した部分に該当する区

表の次に次のように加える。

表示手段用平面図は、登載を省略し、

農林水産部農林政策課及び関係地域振興

年三月二十二日から施行する

平成十七年三月二十二日

秋田県告示第三百五十九号 局農林部並びに由利本荘市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。 農業振興地域の指定(昭和四十九年秋田県告示第八十三号)は、 廃止し、平成十七

秋田県知事 寺 田 典 城 購読料金 一月三千六百七十五円(税込) 秋田市山王四丁目一番一号 飛行者 秋 田 県

印刷者 秋田市山王七丁目五番二十九号 E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.oo.jp 日本 和 所 株式会社 松 原 印 刷 社 和 原 印 刷 社 和 原 印 刷 社

